

スポーツ用品の表示に関する公正競争規約及び施行規則

規 約	施 行 規 則
<p>(目的)</p> <p>第1条 この公正競争規約（以下「規約」という。）は、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）第36条第1項の規定に基づき、スポーツ用品の取引について行う表示に関する事項を定めることにより、不当な顧客の誘引を防止し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択及び事業者間の公正な競争を確保することを目的とする。</p>	
<p>(表示の基本)</p> <p>第2条 前条の目的を達成するため、事業者は、スポーツ用品が、使用者の技能、使用条件等に応じて、個々に異なることに鑑み、一般消費者が正しい商品知識を得られるよう的確な情報を提供するとともに、この規約の対象となっていないスポーツ用品についても、この規約の趣旨を尊重し、表示の適正化に努めるものとする。</p>	
<p>(定義)</p> <p>第3条 この規約において「スポーツ用品」とは、スポーツの用に供される機械器具、用具、服装、靴その他のスポーツ関連用品であって、スポーツ用品の表示に関する公正競争規約施行規則（以下「施行規則」という。）で定める物をいう。</p> <p>2 この規約において「事業者」とは、スポーツ用品を製造又は輸入して販売する者（以下「製造業者等」という。）及びスポーツ用品を販売する者（以下「販売業者」という。）をいう。</p>	<p>第1条 スポーツ用品の表示に関する公正競争規約（以下「規約」という。）第3条第1項に規定する「スポーツ用品」とは、別表1に定める物をいう。</p> <p>2 スポーツ用品公正取引協議会は、ある商品が前項に規定するスポーツ用品に該当するか否かについて疑義が生じたときには、これを決定するものとする。</p> <p>第2条 規約第3条第2項に規定する「製造業者等」には、製造業者に製造を委託したスポーツ用品に自己の商標又は名称を表示して販売する者を含むものとする。</p>

規 約	施 行 規 則
<p>3 この規約において「表示」とは、顧客を誘引するための手段として、事業者が自己の供給するスポーツ用品の取引に関する事項について行う広告その他の表示であって、次に掲げるものをいう。</p> <p>(1) 商品、容器又は包装による広告その他の表示及びこれらに添付した物による広告その他の表示</p> <p>(2) 見本、チラシ、パンフレット、説明書面その他これらに類似するものによる広告その他の表示(ダイレクトメール(DM)、ファクシミリ等によるものを含む。)及び口頭による広告その他の表示(電話によるものを含む。)</p> <p>(3) ポスター、看板(プラカード及び建物又は電車、自動車等に記載されたものを含む。)、ネオン・サイン、アドバルーンその他これらに類似するものによる広告及び陳列物又は実演による広告</p> <p>(4) 新聞紙、雑誌その他の出版物、放送(有線電気通信設備又は拡声機による放送を含む。)、映写、演劇又は電光による広告</p> <p>(5) 情報処理の用に供する機器による広告その他の表示(インターネットによるものを含む。)</p> <p>4 この規約において「カタログ」とは、販売業者がスポーツ用品を販売するに際して必要な品質、規格、性能等の情報を記載した印刷物をいう。</p> <p>5 この規約において「取扱説明書」とは、事業者が自己の販売するスポーツ用品に添付して一般消費者に提供する印刷物であって、スポーツ用品を適切に使用し、管理するために必要な事項を記載した物をいう。</p>	<p>第3条 規約第3条第4項に規定する「カタログ」には、リーフレット、パンフレット等と呼称される物を含むものとする。</p> <p>第4条 規約第3条第5項に規定する「取扱説明書」には、「使用説明書」、「ご使用のしおり」、「ご愛用の手引き」等と呼称される物を含むものとする。</p>

規 約	施 行 規 則
<p>6 この規約において「チラシ等」とは、事業者が一般消費者に対して購買を促すために直接情報を提供する印刷物等であって、次に掲げるもの(第1号及び第2号のうち、店頭等に表示される物を除く。)をいう。</p> <p>(1) 新聞に折り込まれ、又はその他の方法により配布されるチラシ又は掲出されるチラシ等</p> <p>(2) ポスター、看板、垂れ幕その他これらに類似するもの</p> <p>(3) 新聞紙、雑誌その他の出版物、放送、インターネットチラシその他これらに類似するもの</p> <p>(カタログにおける必要表示事項)</p> <p>第4条 事業者は、スポーツ用品についてカタログを発行する場合には、当該カタログに、次に掲げる事項を、施行規則で定めるところにより、明瞭に表示しなければならない。</p> <p>(1) 製造業者名又は商標名</p> <p>(2) 品名及び品番、並びにセット商品である場合にはその旨及びセットの内容</p> <p>(3) 材質</p> <p>(4) 寸法又は規格</p>	<p>第5条 規約第4条第1項に規定する「カタログ」における必要表示事項は、活字の大きさ、配色等を考慮し、見やすい方法で明瞭に表示しなければならない。</p> <p>第6条 規約第4条第1項第2号に規定する「品名」は、事業者がスポーツ用品について通常使用している呼称を表示するものとする。ただし、別表2に掲げるスポーツ用品にあっては、品名の表示に併せて、同表に定めるところにより、用途を表示するものとする。</p> <p>2 規約第4条第1項第2号に規定する「品番」とは、事業者がスポーツ用品ごとに付している記号、例えば「A B—1」、「C D—102」等をいう。</p> <p>第7条 規約第4条第1項第3号に規定する「材質」は、別表3に定めるところにより表示するものとする。</p> <p>第8条 規約第4条第1項第4号に規定する「寸法又は規格」は、別表4に定めるところにより表示するものとする。</p>

規 約	施 行 規 則
(5) 輸入品については原産国名、又は輸入品と誤認されるおそれがある国産品については国産品である旨	第9条 規約第4条第1項第5号に規定する「原産国」とは、商品の内容について実質的な変更をもたらす行為が行われた国をいう。 2 前項に規定する「商品の内容について実質的な変更をもたらす行為」は、別表5に定めるところによるものとする。
(6) 付属品に関する事項(付属品がある場合に限る。)	第10条 規約第4条第1項第6号に規定する「付属品」とは、一般消費者に対し、スポーツ用品本体に添付して提供される物品をいう。例えば、ラケットに添付して提供されるケース等がこれに当たる。なお、有償で提供される付属品については、その旨を明示するものとする。
(7) 取扱上の注意に関する事項(取扱上の注意を必要とする場合に限る。)	第11条 規約第4条第1項第7号に規定する「取扱上の注意に関する事項」とは、使用方法、手入れの方法、保管方法及びこれらについての注意事項をいう。
(8) カタログの発行者の住所、氏名又は名称 (9) カタログの発行時期	第12条 規約第4条第1項第9号に規定する「カタログの発行時期」は、元号又は西暦による年月により表示する。ただし、毎年継続的に発行されるものであって、カタログの表紙、見出し等の表示からその適用期間が明らかに分かる場合にあっては、その表示をもって代えることができる。
(10) 消費者からの問合せ窓口に関する事項	第13条 規約第4条第1項第10号に規定する「消費者からの問合せ窓口に関する事項」については、問合せ窓口である旨を明記して、問合せ窓口の所在地、担当部署及び電話番号を表示するものとする。
(11) その他施行規則で定める事項	第14条 規約第4条第1項第11号に規定する「その他施行規則で定める事項」とは、別表6に定める事項をいう。

規 約	施 行 規 則
<p>2 前項の規定にかかわらず、用途の異なる多数の品目について総合的に記載したカタログにおいては、他のカタログに記載されている場合に限り、同項各号のうち一部事項の表示を省略することができる。</p> <p>(本体における必要表示事項)</p> <p>第5条 製造業者等は、スポーツ用品の本体、下げ札又は容器若しくは包装に、次に掲げる事項を施行規則で定めるところにより、明瞭に表示しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 製造業者名又は商標名 (2) 品名及び品番 (3) 材質 (4) 寸法又は規格 (5) 輸入品については原産国名、又は輸入品と誤認されるおそれがある国産品については国産品である旨 (6) その他施行規則で定める事項 <p>2 前項の規定にかかわらず、同項第3号、第4号及び第6号の表示については、技術的な理由その他の合理的な理由により、製造業者等が表示をすることが困難であるとスポーツ用品公正取引協議会が認めた場合には、これを省略することができる。ただし、この場合には、製造業者等は、販売店において、一般消費者からの問合せに対して、速やかに、かつ、十分な説明ができる体制を採るものとする。</p> <p>(取扱説明書における必要表示事項)</p> <p>第6条 事業者は、スポーツ用品について取扱説明書を作成する場合には、当該取扱説明書に、次に掲げる事項を、施行規則で定めるところにより、明瞭に表示しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 事業者の住所、氏名又は名称及び電話番号 	<p>第 15 条 規約第5条第1項の規定に基づく表示については、第5条から第9条まで及び前条の規定を準用する。</p> <p>第 16 条 規約第6条の規定に基づく表示については、第5条、第6条、第10条、第11条及び第13条の規定を準用する。</p>

規 約	施 行 規 則
<p>(2) 品名又は品番 (3) 付属品に関する事項(付属品がある場合に限る。) (4) 取扱上の注意に関する事項(取扱上の注意を必要とする場合に限る。) (5) アフターサービス及び消費者からの問合せ窓口に関する事項</p> <p>(店頭等における必要表示事項)</p> <p>第7条 販売業者は、一般消費者に直接販売するため店頭等に陳列するスポーツ用品については、当該スポーツ用品の品番ごとに、次に掲げる事項を、施行規則で定めるところにより、明瞭に表示しなければならない。ただし、商品の本体、下げ札又は容器若しくは包装、カタログ等における表示により、店頭等で一般消費者に容易に分かれるようになっている場合には、当該事項に係る店頭等における表示については省略することができる。</p> <p>(1) 製造業者名又は商標名 (2) 品名及び品番、並びにセット商品である場合にはその旨及びセットの内容 (3) 材質 (4) 寸法又は規格 (5) 輸入品については原産国名、又は輸入品と誤認されるおそれがある国産品については国産品である旨 (6) 付属品に関する事項(付属品がある場合に限る。) (7) 販売価格 (8) 加工料等に関する事項(加工料等を必要とする場合に限る。) (9) その他施行規則で定める事項</p>	<p>第17条 規約第7条の規定に基づく表示については、第5条から第10条まで及び第14条の規定を準用する。</p> <p>2 規約第7条第8号に規定する「加工料等に関する事項」の表示は、加工等に要する材料費、手数料及び所要期間を表示する。</p>

規 約	施 行 規 則
<p>(チラシ等における必要表示事項)</p> <p>第8条 販売業者は、チラシ等において、スポーツ用品について販売価格を付して表示する場合には、当該チラシ等に、表示商品ごとに、次に掲げる事項を、施行規則で定めるところにより、明瞭に表示しなければならない。</p> <p>(1) 製造業者名又は商標名</p> <p>(2) 品名及び品番、並びにセット商品である場合にはその旨及びセットの内容</p> <p>(3) 付属品に関する事項(付属品がある場合に限る。)</p> <p>(4) 販売価格</p> <p>(5) 加工料等に関する事項(加工料等を必要とする場合に限る。)</p> <p>(6) 表示商品の販売数量、販売期間等に関する事項(販売数量、販売期間等に限定がある場合に限る。)</p> <p>(7) 販売業者の住所、氏名又は名称</p>	<p>第18条 規約第8条の規定に基づく表示については、第5条、第6条、第10条及び前条第2項の規定を準用する。</p> <p>2 規約第8条第6号に規定する商品の販売数量に限定がある場合とは、チラシ等に表示したスポーツ用品の販売数量が予想購買数量（当該店舗において、従来、同様のチラシ等により同一又は類似のスポーツ用品について行われた取引の申出に係る購買数量を勘案して算定される購買数量）の半数にも満たない場合又は顧客一人当たりの販売数量が限定されている場合をいい、その場合は、次により表示する。</p> <p>(1) 表示商品ごとに、「販売数量○個」、「お一人様○個限り」等と具体的に表示する。</p> <p>(2) 消費者の商品選択の重要な要素となるおそれのある色、柄、サイズ等に片寄りがある場合は、その旨を表示する。</p> <p>3 規約第8条第6号に規定する販売期間に限定がある場合の表示は、「○月○日から○日間限り」、「○月○日から○日まで」等と具体的に表示する。</p>

規 約	施 行 規 則
<p>(希望小売価格の表示基準)</p> <p>第9条 製造業者等が、スポーツ用品について希望小売価格を表示する場合には、施行規則で定めるところにより表示するものとする。ただし、製造業者等が表示する希望小売価格は、販売業者の販売価格を拘束するものであってはならない。</p>	<p>第19条 規約第9条に規定する製造業者等が表示する希望小売価格については、例えば、「メーカー希望小売価格」、「輸入業者希望小売価格」等と表示し、当該希望小売価格がどの事業者が付したものであるかを明らかにしなければならない。</p> <p>2 製造業者等がスポーツ用品を一般消費者に直接販売する場合には、希望小売価格を表示してはならない。</p>
<p>(二重価格表示の基準)</p> <p>第10条 販売業者は、スポーツ用品について自店販売価格に比較対照価格を付する表示（単に、値引率又は値引額（以下「値引率等」という。）を付する表示を含む。以下「二重価格表示」という。）を行う場合には、次に掲げる表示をしてはならない。</p> <p>(1) 比較対照価格として、メーカー希望小売価格、輸入業者希望小売価格又は自店平常価格以外の価格を用いた表示</p> <p>(2) 比較対照価格として、メーカー希望小売価格、輸入業者希望小売価格又は自店平常価格を算出根拠とした値引率等以外の値引率等を用いた表示</p>	<p>第20条 規約第10条に規定する各用語の意義は、次に定めるところによるものとする。</p> <p>(1) 「自店販売価格」とは、当該スポーツ用品を実際に販売しようとする価格をいう。</p> <p>(2) 「自店平常価格」とは、最近相当期間にわたって販売されていた価格をいい、当該店舗において当該スポーツ用品と同一又は同類のスポーツ用品について、当該価格を比較対照価格として用いる日以前8週間（販売されていた期間が8週間に満たない場合は、当該期間）のうち過半の期間に実際に販売されていた価格をいう。</p> <p>ただし、当該価格で販売されていた期間が通算して2週間未満の場合、又は当該価格で販売された最後の日から2週間以上経過している場合においては、「最近相当期間にわたって販売されていた価格」とはいえない。</p>

規 約	施 行 規 則
<p>(3) オープン価格商品について、撤廃された希望小売価格又はこれを算出根拠とした値引率等を用いた表示</p> <p>(特定用語の使用基準)</p> <p>第 11 条 事業者は、スポーツ用品の品質、性能、取引条件等について表示するに当たって、次の各号に掲げる用語を使用する場合には、当該各号に定めるところによらなければならぬ。</p> <p>(1) 完全を意味する用語 「完全」、「完璧」、「パーフェクト」、「絶対」、「100 パーセント」、「万全」等全く欠けるところがない意味の用語は、断定的に使用してはならない。</p> <p>(2) 安全を意味する用語 「安全」、「安心」等安全性を強調する用語は、断定的に使用してはならない。</p> <p>(3) 最上級を意味する用語 「最高」、「最大」、「最小」、「最高級」、「超」、「最適」等最上級を意味する用語は、客観的事実に基づく具体的根拠がある場合以外は使用することができない。</p> <p>(4) 第一位を意味する用語 「世界一」、「日本一」、「第一位」、「当社だけ」、「ナンバーワン」、「一番」、「トップをゆく」、「他に追随を許さない」等第一位を意味する用語は、客観的事実に基づく具体的根拠がある場合以外は使用することができない。</p>	<p>(3) 「オープン価格商品」とは、製造業者等が希望小売価格を付して販売していたスポーツ用品であつて既に希望小売価格を撤廃したものの（例えば、前年のカタログに希望小売価格を掲載していたが、当年のカタログにこれを掲載していない場合には、当年のカタログの発行をもって、希望小売価格を撤廃したとみなす。）又は希望小売価格を付さないで発売したスポーツ用品をいう。</p>

規 約	施 行 規 則
<p>(5) 優位性を意味する用語 「抜群」、「画期的」、「革命的」、「理想的」等優位性を意味する用語は、断定的に使用してはならない。</p> <p>(6) 斬新性を意味する用語 「新製品」、「新発売」、「ニュー」等斬新性を意味する用語は、客観的事実に基づく具体的根拠がある場合以外は使用することができない。</p> <p>(特定事項の表示基準)</p> <p>第 12 条 事業者は、スポーツ用品について、次の各号に掲げる事項を表示する場合には、当該各号に定めるところによらなければならない。</p> <p>(1) 認定等の表示 スポーツ用品の品質、規格、性能等について公共的機関その他スポーツ団体等の認定、検定、推薦等を受けた旨の表示は、具体的根拠がある場合に限り用いることができる。</p> <p>(2) 著名人の推薦等の表示 有名スポーツ選手等著名の者が特定のスポーツ用品を推薦又は使用している旨の表示は、具体的根拠がある場合に限り用いることができる。</p> <p>(3) 写真、イラスト等と販売価格との併用表示 スポーツ用品の写真、イラスト等と販売価格(希望小売価格等を含む。)との同一面での表示は、写真、イラスト等により表示するスポーツ用品のそれぞれについて、商標、品名及び品番を表示するとともに、その販売価格を明瞭に対応させた場合に限り用いることができる。</p>	<p>第 21 条 規約第 11 条第 6 号に規定する斬新性を意味する用語は、当該スポーツ用品の発売後 1 年を越えて、又は次の新型製品が発売された後は、使用してはならない。</p>

規 約	施 行 規 則
<p>(比較表示の基準)</p> <p>第 13 条 事業者は、スポーツ用品の品質、性能、取引条件等について、他の製品との比較表示をする場合には、次の各号に定めるところによらなければならない。</p> <p>(1) 比較対照事項を表示すること。</p> <p>(2) 比較対照事項について客観的事実に基づく具体的数値又は根拠を付記すること。</p> <p>(3) 比較時において現に販売されているスポーツ用品を対象とすること。ただし、自己が取り扱う製品相互において比較する場合に限り、最近の販売中止製品を対象とすることができる。</p> <p>(4) 比較の対象となるスポーツ用品の品名又は品番を表示すること。</p>	
<p>(不当表示の禁止)</p> <p>第 14 条 事業者は、スポーツ用品について、次の各号に掲げる表示をしてはならない。</p> <p>(1) 第 4 条から前条までに規定する事項についての虚偽又は誇大な表示で、実際のもの又は自己と競争関係にある他の事業者に係るものよりも著しく優良又は有利であると一般消費者に誤認されるおそれがある表示</p> <p>(2) 特定のスポーツ用品のみに適用する特徴、取引条件等について、あたかも他のスポーツ用品にも適用するかのように一般消費者に誤認されるおそれがある表示</p> <p>(3) 品質、性能等の一部分の特徴等を強調することにより、あたかも全体が優良であるかのように一般消費者に誤認されるおそれがある表示</p> <p>(4) 原産国について一般消費者に誤認されるおそれがある表示</p>	<p>第 22 条 規約第 14 条第 3 号に規定する不当表示の例としては、スポーツ用品の構造の一部を改良したにとどまるにもかかわらず、改良部分とは全く関係がない部分までもが改良され、商品全体の性能が向上したかのような表示がある。</p>

規 約	施 行 規 則
<p>(5) 二重価格表示を行う場合における虚偽又は誇大な表示</p> <p>(6) 中古品、汚れ物、キズ物、旧型品等のため商品価値が減少しているにもかかわらず、その旨を明示しないことにより、実際のものよりも優良又は有利であると一般消費者に誤認されるおそれがある表示</p> <p>(7) 事実に反して、「超お買得価格」、「大出血超特価」、「激安」、「投げ売り」等の用語を使用することにより、実際のもの又は自己と競争関係にある他の事業者に係るものよりも有利であると一般消費者に誤認されるおそれがある表示</p> <p>(8) 実際に販売するスポーツ用品と異なるスポーツ用品の写真、イラスト等を用いることにより、実際のものよりも優良又は有利であると一般消費者に誤認されるおそれがある表示</p> <p>(9) 他の事業者又は他の事業者が販売するスポーツ用品を中傷又はひぼうする表示</p> <p>(10) 前各号に掲げるもののほか、スポーツ用品について、実際のもの又は自己と競争関係にある他の事業者に係るものよりも著しく優良又は有利であると一般消費者に誤認されるおそれがある表示</p> <p>(おとり広告の禁止)</p> <p>第 15 条 事業者は、チラシ等において、次の各号に掲げる表示をしてはならない。</p> <p>(1) 取引の申出に係るスポーツ用品について、取引を行うための準備がなされていない場合その他実際には取引に応じることができない場合の当該スポーツ用品についての表示</p>	<p>第 23 条 規約第 15 条第 1 号に規定する「取引を行うための準備がなされていない場合」に当たる場合を例示すると以下のとおりである。</p> <p>(1) 当該店舗において通常は店頭展示販売されている商品について、広告商品が店頭に陳列されていない場合</p>

規 約	施 行 規 則
<p>(2) 取引の申出に係るスポーツ用品の販売数量が著しく限定されているにもかかわらず、その限定の内容が明瞭に記載されていない場合の当該スポーツ用品についての表示</p> <p>(3) 取引の申出に係るスポーツ用品の販売期間、販売の相手方又は顧客一人当たりの販売数量が限定されているにもかかわらず、その限定の内容が明瞭に記載されていない場合の当該スポーツ用品についての表示</p> <p>(4) 取引の申出に係るスポーツ用品について、合理的理由がないのに取引の成立を妨げる行為が行われる場合その他実際には取引する意思がない場合の当該スポーツ用品についての表示</p>	<p>(2) 引渡しに期間を要する商品について、広告商品については当該店舗における通常の引渡期間よりも長期を要する場合</p> <p>(3) 広告、チラシ等に販売数量が表示されている場合であって、その全部又は一部について取引に応じることができない場合</p> <p>(4) 広告、チラシ等において写真等により表示した品揃えの全部又は一部について取引に応じことができない場合</p> <p>(5) 単一の事業者が同一の広告、チラシ等においてその事業者の複数の店舗で販売する旨を申し出る場合であって、当該広告、チラシ等に掲載された店舗の一部に広告商品等を取り扱わない店舗がある場合</p> <p>2 規約第15条第2号に規定する「販売数量が著しく限定されているにもかかわらず、その限定の内容が明瞭に記載されていない場合」とは、第18条第2項に規定する表示を行っていない場合等をいう。</p> <p>3 規約第15条第3号に規定する「販売期間、販売の相手方又は顧客一人当たりの販売数量が限定されているにもかかわらず、その限定の内容が明瞭に記載されていない場合」とは、第18条第2項及び第3項に規定する表示を行っていない場合等をいう。</p> <p>4 規約第15条第4号に規定する「取引の成立を妨げる行為が行われる場合」に当たる場合を例示すると次のとおりである。</p> <p>(1) 広告商品を顧客に対して見せない、又は広告、チラシ等に表示した役務の内容を顧客に説明することを拒む場合</p> <p>(2) 広告商品等に関する難点を殊更指摘する場合</p> <p>(3) 広告商品等の取引を事実上拒否する場合</p>

規 約	施 行 規 則
<p>(ステルスマーケティングの禁止)</p> <p>第 16 条 事業者は、自己の供給するスポーツ用品について行う表示であって、一般消費者が当該表示であることを判別することが困難であると認められる表示をしてはならない。</p>	<p>(4) 広告商品等の購入を希望する顧客に対し当該商品等に替えて他の商品等の購入を推奨する場合において、顧客が推奨された他の商品等を購入する意思がないと表明したにもかかわらず、重ねて推奨する場合</p> <p>(5) 広告商品等の取引に応じたことにより販売員等が不利益な取扱いを受けることとされている事情の下において他の商品を推奨する場合</p> <p>第 24 条 規約第 16 条に規定する「自己の供給するスポーツ用品について行う表示であって、一般消費者が当該表示であることを判別することが困難であると認められる表示」とは、事業者が自己の供給するスポーツ用品の取引について行う表示（以下「事業者の表示」という。）であるにもかかわらず、事業者の表示であることを明瞭にしないことにより、一般消費者が事業者の表示であることを判別することが困難となる表示をいう。</p> <p>2 規約第 16 条に規定する「自己の供給するスポーツ用品の取引について行う表示」とは、次に掲げるものをいう。</p> <p>(1) 事業者が自ら行う表示（事業者が自ら表示しているにもかかわらず第三者が表示しているかのように誤認させる表示を含む。）</p> <p>(2) 事業者が第三者をして行わせる表示であって、事業者が第三者の表示内容の決定に関与しているもの</p> <p>3 規約第 16 条に規定する「一般消費者が当該表示であることを判別することが困難である」に該当するか否かを判断するに当たっては、一般消費者にとって事業者の表示であることが明瞭となっているか否か、すなわち、第三者の表示であると一般消費者に誤認されないか否かを表示内容全体から判断するものとする。</p>

規 約	施 行 規 則
<p style="text-align: center;">(スポーツ用品公正取引協議会の設置)</p> <p>第 17 条 この規約の目的を達成するため、スポーツ用品公正取引協議会（以下「公正取引協議会」という。）を設置する。</p> <p>2 公正取引協議会は、この規約に参加する事業者及び事業者の団体をもって構成する。</p>	
<p style="text-align: center;">(公正取引協議会の事業)</p> <p>第 18 条 公正取引協議会は、次の事業を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) この規約の周知徹底に関すること。 (2) この規約についての相談及び指導に関すること。 (3) この規約の遵守状況の調査に関すること。 (4) この規約の規定に違反する疑いがある事実の調査に関すること。 (5) この規約の規定に違反する事業者に対する措置に関すること。 (6) 一般消費者からの苦情処理に関すること。 (7) 不当景品類及び不当表示防止法その他の公正取引に関する法令の普及及び違反の防止に関すること。 (8) 関係官公庁との連絡に関すること。 (9) 会員に対する情報提供に関すること。 (10) その他この規約の施行に関すること。 <p style="text-align: center;">(違反に対する調査)</p> <p>第 19 条 公正取引協議会は、第 4 条から第 16 条までの規定又は第 22 条の規定に基づく規則に違反する事実があると思料するときは、関係者を招致して事情を聴取し、関係者に必要な事項を照会し、参考人から意見を求め、その他事実について必要な調査を行うことができる。</p>	

規 約	施 行 規 則
<p>2 事業者は、前項の規定に基づく公正取引協議会の調査に協力しなければならない。</p> <p>3 公正取引協議会は、第1項の調査に協力しない事業者に対し、当該調査に協力すべき旨を文書をもって警告し、これに従わないときは、10万円以下の違約金を課し、又は除名処分をすることができる。</p>	
<p>(違反に対する措置)</p> <p>第20条 公正取引協議会は、第4条から第16条までの規定又は第22条の規定に基づく規則に違反する行為があると認められるときは、その違反行為を行った事業者に対し、その違反行為を排除するために必要な措置を採るべき旨、その違反行為と同種又は類似の違反行為を再び行なへてはならない旨その他これらに関連する事項を実施すべき旨を文書をもって警告することができる。</p> <p>2 公正取引協議会は、前項の規定による警告を受けた事業者がこれに従っていないと認めるとときは、当該事業者に対し、50万円以下の違約金を課し、若しくは除名処分をし、又は必要があると認めるときは、消費者庁長官に対して、必要な措置を講ずるよう求めることができる。</p> <p>3 公正取引協議会は、前条第3項又は前二項の規定により警告し、違約金を課し、又は除名処分をしたときは、その旨を遅滞なく文書をもって消費者庁長官に報告するものとする。</p> <p>(違反に対する決定)</p> <p>第21条 公正取引協議会は、第19条第3項又は前条第2項の規定による措置（警告を除く。）を採ろうとする場合には、採るべき措置の案（以下「決定案」という。）を作成し、これを当該事業者に送付するものとする。</p>	

規 約	施 行 規 則
<p>2 前項の事業者は、決定案の送付を受けた日から 10 日以内に、公正取引協議会に対して文書をもって異議の申立てをすることができる。</p> <p>3 公正取引協議会は、前項の異議の申立てがあった場合には、当該事業者に追加の主張及び立証の機会を与え、これらの資料に基づいて更に審理を行い、それに基づいて措置の決定を行うものとする。</p> <p>4 公正取引協議会は、第 2 項に規定する期間内に異議の申立てがなかった場合には、速やかに決定案の内容と同趣旨の決定を行うものとする。</p> <p>(規則の制定)</p> <p>第 22 条 公正取引協議会は、この規約の実施及び運営に関する事項について規則を定めることができる。</p> <p>2 前項の規則を定め、又は変更しようとするときは、事前に公正取引委員会及び消費者庁長官の承認を受けるものとする。</p> <p>附 則 この規約の変更は、この規約の変更について公正取引委員会及び消費者庁長官の認定の告示があった日（令和 7 年 8 月 29 日）から施行する。</p>	<p>第 25 条 スポーツ用品公正取引協議会は、規約及びこの施行規則を実施するため、細則又は運用基準を定めることができる。</p> <p>2 前項の細則又は運用基準を定め、変更し、又は廃止しようとするときは、公正取引委員会及び消費者庁長官に事前に届け出るものとする。</p> <p>附 則 この規則の変更は、規約の変更について公正取引委員会及び消費者庁長官の認定の告示があった日（令和 7 年 8 月 29 日）から施行する。</p>

別表1 スポーツ用品の範囲 (施行規則第1条関係)

スポーツの種類	品 名
野球・ソフトボール	グローブ バット シューズ ウエア ボール
テニス・バドミントン	ラケット シューズ ウエア
卓球	ラケット シューズ ウエア ボール 卓球台 ラバー
ゴルフ	クラブ キャディバッグ ゴルフグローブ シューズ ウエア ボール
陸上競技 (ジョギングを含む。)	シューズ ウエア
球技 (バレーボール、バスケットボール、サッカー、ハンドボール、ラグビー及びドッヂボールをいう。)	シューズ ウエア ボール
スキー	スキー板 ビンディング ポール スキーブーツ スノーブーツ ウエア
登山・キャンプ	テント シュラフ ザック (フレームザック、アタックザック及びキスリングをいう。) シューズ コンロ(照明用を含む。) ランプ(電池式を除く。) ウエア

別表2 スポーツ用品の用途の表示方法 (施行規則第6条関係)

スポーツ用品	表示方法
(野球・ソフトボール)	
グローブ	<ul style="list-style-type: none"> ① 野球用又はソフトボール用の別を表示する。 ② 野球用にあっては、硬式用又は軟式用の別を表示する。 ③ ジュニア用及び各ポジション用は、その旨を表示することができる。
バット	<ul style="list-style-type: none"> ① 野球用又はソフトボール用の別を表示する。 ② 野球用にあっては、硬式用又は軟式用の別を表示する。 ③ ノックバット及びトレーニングバットにあっては、その旨を表示する。 ④ ジュニア用は、その旨を表示することができる。
シューズ	野球用又はソフトボール用は、その旨を表示する。
ウエア	<ul style="list-style-type: none"> ① ソフトボール用にあっては、その旨を表示する。 ② ジュニア用は、その旨を表示することができる。
ボール	<ul style="list-style-type: none"> ① 野球用又はソフトボール用の別を表示する。 ② 野球用にあっては、硬式用、準硬式用又は軟式用の別を表示する。 ③ 硬式用の練習用にあっては、その旨を表示する。
(テニス・バドミントン)	
ラケット	<ul style="list-style-type: none"> ① テニス用にあっては、硬式用又は軟式用の別を表示する。 ② 女性用、ジュニア用等は、その旨を表示することができる。
シューズ	テニス用又はバドミントン用の別を表示する。
ウエア	<ul style="list-style-type: none"> ① テニス用及びバドミントン用は、その旨を表示することができる。 ② 男性用又は女性用の別を表示する。ただし、特に性別に関係なく使用されるもの又はスコート等使用性別が明瞭なものにあっては、省略することができる。 ③ シャツにあっては、長袖又は半袖の別を表示する。ただし、写真、イラスト等により、明瞭に識別できる場合は、省略することができる。
(卓球)	
ラケット	シェーク用又はペン用の別を表示する。
シューズ	卓球用は、その旨を表示することができる。
ウエア	<ul style="list-style-type: none"> ① 卓球用は、その旨を表示することができる。 ② 男性用又は女性用の別を表示する。ただし、特に性別に関係なく使用されるものにあっては、省略することができる。
ボール	<ul style="list-style-type: none"> ① 硬式用又は軟式用の別を表示する。 ② 練習用にあっては、その旨を表示する。

スポーツ用品	表示方法
(ゴルフ)	
クラブ	<p>① ウッド、アイアン又はパターの別を表示する。 ただし、写真、イラスト等により、明瞭に識別できる場合は、省略することができる。</p> <p>② 単品販売の場合にあっては当該クラブの番号を、セット販売の場合にあっては、セットに含まれるクラブの本数及び当該セットに含まれるクラブの番号を表示する。</p> <p>③ 女性用、ジュニア用等は、その旨を表示することができる。</p>
キャディバッグ	ジュニア用は、その旨を表示することができる。
ゴルフグローブ	<p>① 両手用にあっては、その旨を表示する。</p> <p>② 女性用等は、その旨を表示することができる。</p>
シューズ	女性用等は、その旨を表示することができる。
ウエア	男性用又は女性用の別を表示する。ただし、特に性別に関係なく使用されるものにあっては、省略することができる。
ボール	ロストボールにあっては、その旨を表示する。
(陸上競技)	
シューズ	<p>① トラック用、フィールド用、マラソン用又はジョギング用の別を表示する。</p> <p>② スパイクシューズにあっては、その旨を表示する。</p>
ウエア	男性用又は女性用の別を表示する。ただし、特に性別に関係なく使用されるものにあっては、省略することができる。
(球技)	
シューズ	<p>① バレーボール用、バスケットボール用、サッカー用、ハンドボール用、ラグビー用又はドッヂボール用の別を表示する。</p> <p>② スパイクシューズにあっては、その旨を表示する。</p>
ウエア	男性用又は女性用の別を表示する。ただし、特に性別に関係なく使用されるものにあっては、省略することができる。
ボール	<p>① バレーボール用、バスケットボール用、サッカー用、ハンドボール用、ラグビー用又はドッヂボール用の別を表示する。ただし、写真、イラスト等により、明瞭に識別できる場合は、省略することができる。</p> <p>② 検定球以外のものにあっては、その旨を表示する。</p>

スポーツ用品	表示方法
(スキー)	
スキー板	① 滑降専用又はクロスカントリー用にあっては、その旨を表示する。 ② 女性用、ジュニア用等は、その旨を表示することができる。
ビンディング	① 競技用又はクロスカントリー用にあっては、その旨を表示する。 ② ジュニア用等は、その旨を表示することができる。
ポール	① 競技用又はクロスカントリー用にあっては、その旨を表示する。 ② ジュニア用等は、その旨を表示することができる。
スキー靴	① 競技用又はクロスカントリー用にあっては、その旨を表示する。 ② 女性用、ジュニア用等は、その旨を表示することができる。
ウエア	男性用又は女性用の別を表示する。ただし、特に性別に関係なく使用されるものにあっては、省略することができる。
(登山・キャンプ)	
テント	登山用又はキャンプ用の別を表示する。
シュラフ	登山用又はキャンプ用の別を表示する。
ザック	フレームザック、アタックザック又はキスリングの別を表示する。
シューズ	重登山用、軽登山用、ウォーキング用又はフリークライミング用の別を表示する。
ウエア	男性用又は女性用の別を表示する。ただし、特に性別に関係なく使用されるものにあっては、省略することができる。

別表3 材質の表示方法 (施行規則第7条関係)

スポーツ用品	表示対象	表示方法
(野球・ソフトボール)		
グローブ	表皮	天然皮革製、人工皮革製又は合成皮革製の別を表示する。
バット	本体	木製又は金属製にあってはその旨を、其他のものにあっては、主な素材を表示する。
シューズ	①甲及び底 ②スパイク	各々、天然皮革製、人工皮革製、合成皮革製、ゴム製若しくはゴム底、合成樹脂製若しくは合成底、合成繊維製又は天然繊維製の別を表示する。ただし、甲に合成皮革を、本底にゴム、合成樹脂又はこれらの混合物を使用し、甲と本底とを接着剤により接着した靴であり、特定の用途に限定された仕様の靴ではなく通常生活の用に供するもの（以下「生活用シューズ」という。）にあっては、家庭用品品質表示法（昭和37年法律第104号）の規定により表示する。 金属製、合成樹脂製又はゴム製にあってはその旨を、其他のものにあっては、主な素材を表示する。
ウェア	組成繊維	家庭用品品質表示法の規定により表示する。ただし、カタログ及び店頭等における表示にあっては、主要部分以外については省略することができる。
(テニス・バドミントン)		
ラケット	フレーム及びシャフト	各々、木製又は金属製にあってはその旨を、其他のものにあっては、主な素材を表示する。
シューズ	甲及び底	各々、天然皮革製、人工皮革製、合成皮革製、ゴム製若しくはゴム底、合成樹脂製若しくは合成底、合成繊維製又は天然繊維製の別を表示する。ただし、生活用シューズにあっては、家庭用品品質表示法の規定により表示する。
ウェア	組成繊維	家庭用品品質表示法の規定により表示する。ただし、カタログ及び店頭等における表示にあっては、主要部分以外については省略することができる。

スポーツ用品	表示対象	表示方法
(卓球)		
ラケット	本体	単板にあっては木材の種類を、合板にあっては木材板及び炭素繊維板の使用枚数を表示する。
シューズ	甲及び底	各々、天然皮革製、人工皮革製、合成皮革製、ゴム製若しくはゴム底、合成樹脂製若しくは合成底、合成繊維製又は天然繊維製の別を表示する。ただし、生活用シューズにあっては、家庭用品品質表示法の規定により表示する。
ウェア	組成繊維	家庭用品品質表示法の規定により表示する。ただし、カタログ及び店頭等における表示にあっては、主要部分以外については省略することができる。
卓球台	①天板 ②脚部	主な木材の種類を表示する。 木製又はスチール製の別を表示する。
(ゴルフ)		
クラブ	ヘッド及びシャフト	各々、木製又は金属製にあってはその旨を、その他のものにあっては、主な素材を表示する。
キャディバッグ	胴体	天然皮革製、人工皮革製、合成皮革製、合成繊維製又は天然繊維製の別を表示する。
ゴルフグローブ	表皮	天然皮革製にあっては動物の種類を、人工皮革製、合成皮革製、合成繊維製又は天然繊維製にあっては、その旨を表示する。
シューズ	①甲及び底 ②スパイク	各々、天然皮革製、人工皮革製、合成皮革製、ゴム製若しくはゴム底、合成樹脂製若しくは合成底、合成繊維製又は天然繊維製の別を表示する。ただし、生活用シューズにあっては、家庭用品品質表示法の規定により表示する。 金属製、合成樹脂製又はゴム製にあってはその旨を、その他のものにあっては、主な素材を表示する。
ウェア	組成繊維	家庭用品品質表示法の規定により表示する。ただし、カタログ及び店頭等における表示にあっては、主要部分以外については省略することができる。

スポーツ用品	表示対象	表示方法
(陸上競技)		
シューズ	①甲及び底 ②スパイク	各々、天然皮革製、人工皮革製、合成皮革製、ゴム製若しくはゴム底、合成樹脂製若しくは合成底、合成繊維製又は天然繊維製の別を表示する。ただし、生活用シューズにあっては、家庭用品品質表示法の規定により表示する。 金属製、合成樹脂製又はゴム製にあってはその旨を、他のものにあっては、主な素材を表示する。
ウェア	組成繊維	家庭用品品質表示法の規定により表示する。ただし、カタログ及び店頭等における表示にあっては、主要部分以外については省略することができる。
(球技)		
シューズ	①甲及び底 ②スタッド (サッカー シューズ及 びラグビー シューズに 限る。)	各々、天然皮革製、人工皮革製、合成皮革製、ゴム製若しくはゴム底、合成樹脂製若しくは合成底、合成繊維製又は天然繊維製の別を表示する。ただし、生活用シューズにあっては、家庭用品品質表示法の規定により表示する。 金属製、合成樹脂製又はゴム製にあってはその旨を、他のものにあっては、主な素材を表示する。
ウェア	組成繊維	家庭用品品質表示法の規定により表示する。ただし、カタログ及び店頭等における表示にあっては、主要部分以外については省略することができる。
ボール	表皮	ゴム製、人工皮革製、合成皮革製又は天然皮革製の別を表示する。

スポーツ用品	表示対象	表示方法
(スキー)		
スキー板	芯材、ラミネート及び滑走面	各々、木製及び金属製にあってはその旨を、その他のものにあっては、主な素材を表示する。
ポール	①シャフト ②ストラップ	アルミ合金製又はスチール製にあってはその旨を、その他のものにあっては、主な素材を表示する。 天然皮革製、人工皮革製、合成皮革製又は合成繊維製の別を表示する。
スキー靴	①シェル及びカフス ②インナーブーツの内張り	各々、合成樹脂の種類を表示する。 天然皮革製、人工皮革製、合成皮革製又は合成繊維製の別を表示する。
スノーブーツ	甲及び底	各々、天然皮革製、人工皮革製、合成皮革製、ゴム製若しくはゴム底、合成樹脂製若しくは合成底、合成繊維製又は天然繊維製の別を表示する。ただし、生活用シューズにあっては、家庭用品品質表示法の規定により表示する。
ウェア	組成繊維	家庭用品品質表示法の規定により表示する。ただし、カタログ及び店頭等における表示にあっては、主要部分以外について省略することができる。
(登山・キャンプ)		
テント	①本体、グランドシート及びフレイシート ②フレーム	各々、合成繊維の種類を表示する。 アルミ合金製又はスチール製にあってはその旨を、その他のものにあっては、主な素材を表示する。
シュラフ	表地、裏地及び中綿	各々、主要繊維の種類を表示する。なお、中綿に羽毛を使用している場合は、その使用割合を表示する。
ザック	①本体 ②フレーム(フレームザックに限る。)	主要繊維の種類を表示する。 アルミ合金製又はステンレス製にあってはその旨を、その他のものにあっては、主な素材を表示する。
シューズ	甲及び底	各々、天然皮革製、人工皮革製、合成皮革製、ゴム製若しくはゴム底、合成樹脂製若しくは合成底、合成繊維製又は天然繊維製の別を表示する。ただし、生活用シューズにあっては、家庭用品品質表示法の規定により表示する。
ウェア	組成繊維	家庭用品品質表示法の規定により表示する。ただし、カタログ及び店頭等における表示にあっては、主要部分以外について省略することができる。

別表4 寸法又は規格の表示方法 (施行規則第8条関係)

スポーツ用品	表示対象	表示方法
(野球・ソフトボール) バット シューズ ボール	長さ 足長 サイズ(野球用硬式及び準硬式ボールを除く。)	① 野球用にあっては、cmにより表示する。 ② ソフトボール用にあっては、ソフトボール協会規格の号数により表示する。 JIS 規格により表示する ① 野球用軟式ボールにあっては、軟式野球連盟規格の号数により表示する。 ② ソフトボール用にあっては、ソフトボール協会規格の号数により表示する。
(テニス・バドミントン) ラケット シューズ	①グリップ部の外周 ②フレームの面積 足長	国際規格等により表示する。 in ² 、cm ² 等により表示する。 JIS 規格により表示する。
(卓球) シューズ 卓球台 ラバー	足長 高さ、打球面の縦及び横の長さ(国際規格品については表示を省略することができる。) ラバー又はスポンジの厚さ(ソフトラバー以外のものについては表示を省略することができる。)	JIS 規格により表示する。 cmにより表示する。 mm又は「特アツ」、「アツ」、「中」、「ウス」、「ゴクウス」等により表示する。
(ゴルフ) クラブ キャディバッグ シューズ	長さ 口金の外周 足長	in、mm等により表示する。 cm等により表示する。 JIS 規格により表示する。
(陸上競技) シューズ	足長	JIS 規格により表示する。

スポーツ用品	表示対象	表示方法
(球技) シューズ ボール	足長 サイズ	JIS 規格により表示する。 文部科学省基準又は各競技団体規格の号数により表示する。
(スキー) スキー板 ポール スキーブーツ	長さ 長さ 足長 足長	cm により表示する。 cm により表示する。 JIS 規格により表示する。 JIS 規格により表示する。
(登山・キャンプ) テント シュラフ ザック シューズ コンロ ランプ	①収容人員 ②本体の間口、奥行き及び高さ ③収納時の縦、横の長さ及び高さ ④フレームの肉厚及び太さ ①本体の縦及び横の長さ ②収納時の円周及び高さ ①使用時の本体の縦、横の長さ及び高さ ②容量 ③フレームの幅及び高さ(フレームザックに限る。) 足長 ①収納時の直径及び高さ ②タンク容量 ①収納時の直径及び高さ ②タンク容量	人数により表示する。 cm により表示する。 cm により表示する。 cm 又は mm により表示する。 cm により表示する。 cm により表示する。 cm により表示する。 ℓにより表示する。 cm により表示する。 JIS 規格により表示する。 cm により表示する。 ℓにより表示する。 cm により表示する。 ℓにより表示する。

別表5 商品の内容について実質的な変更をもたらす行為（施行規則第9条第2項関係）

スポーツ用品	商品内容について実質的な変更をもたらす行為
(野球・ソフトボール)	
グローブ	表皮と裏皮との結合
バット	成型
シューズ	甲と底との結合
ウエア	縫製
ボール	① 硬式ボールにあっては表皮の縫製 ② 準硬式ボール、軟式ボール及びソフトボールにあっては成型
(テニス・バドミントン)	
ラケット	成型
シューズ	甲と底との結合
ウエア	縫製
(卓球)	
ラケット	成型
シューズ	甲と底との結合
ウエア	縫製
ボール	成型
卓球台	天板の製造
ラバー	ゴム・シートの成型
(ゴルフ)	
クラブ	組立
キャディバッグ	組立
ゴルフグローブ	縫製
シューズ	甲と底との結合
ウエア	縫製
ボール	成型

スポーツ用品	商品内容について実質的な変更をもたらす行為
(陸上競技)	
シューズ	甲と底との結合
ウエア	縫製
(球技)	
シューズ	甲と底との結合
ウエア	縫製
ボール	① 皮製にあってはゴムカバーと表皮との結合 ② ゴム製にあっては成型
(スキー)	
スキー板	成型
ビンディング	組立
ボール	組立
スキー靴	組立
スノーブーツ	甲と底との結合
ウエア	縫製
(登山・キャンプ)	
テント	縫製
シュラフ	縫製
ザック	縫製
シューズ	甲と底との結合
コンロ	燃焼部分の製造
ランプ	燃焼部分の製造
ウエア	縫製

別表6 その他施行規則で定める事項（施行規則第14条関係）

スポーツ用品	表示対象	表示方法
(野球・ソフトボール) シューズ	①底の耐油性（生活用シューズに限る。） ②取扱い上の注意（生活用シューズに限る。） ③スパイクの取替の可否	家庭用品品質表示法に基づく底の耐油性の基準を満たす場合にあっては、同法の規定により表示できる。 家庭用品品質表示法の規定により表示する。ただし、カタログ及び店頭等における表示にあっては、省略することができる。 取替式にあっては、その旨を表示する。
ウエア	①家庭洗濯等取扱方法 ②はっ水性	家庭用品品質表示法の規定により表示する。ただし、カタログ及び店頭等における表示にあっては、省略することができる。 家庭用品品質表示法に基づくはっ水性の基準を満たす場合にあっては、同法の規定により表示できる。
(テニス・バドミントン) ラケット	ストリングの適正張力	lbs、kg等により表示する。
シューズ	①底の耐油性（生活用シューズに限る。） ②取扱い上の注意（生活用シューズに限る。）	家庭用品品質表示法に基づく底の耐油性の基準を満たす場合にあっては、同法の規定により表示できる。 家庭用品品質表示法の規定により表示する。ただし、カタログ及び店頭等における表示にあっては、省略することができる。
ウエア	①家庭洗濯等取扱方法 ②はっ水性	家庭用品品質表示法の規定により表示する。ただし、カタログ及び店頭等における表示にあっては、省略することができる。 家庭用品品質表示法に基づくはっ水性の基準を満たす場合にあっては、同法の規定により表示できる。

スポーツ用品	表示対象	表示方法
(卓球)		
ラバー	ラバーの種類	表ソフトラバー、裏ソフトラバー、アンチラバー、イボ高ラバー又は一枚ラバーの別を表示する。
シューズ	①底の耐油性（生活用シューズに限る。） ②取扱い上の注意（生活用シューズに限る。）	家庭用品品質表示法に基づく底の耐油性の基準を満たす場合にあっては、同法の規定により表示できる。
ウェア	①家庭洗濯等取扱方法 ②はっ水性	家庭用品品質表示法の規定により表示する。ただし、カタログ及び店頭等における表示にあっては、省略することができる。
(ゴルフ)		
クラブ	アイアンヘッドの製法（金属製に限る。）	鍛造又は鋳造の別を表示する。
キャディバッグ	質量	kgにより表示する。
シューズ	①底の耐油性（生活用シューズに限る。） ②取扱い上の注意（生活用シューズに限る。） ③スパイクの取替の可否	家庭用品品質表示法に基づく底の耐油性の基準を満たす場合にあっては、同法の規定により表示できる。 家庭用品品質表示法の規定により表示する。ただし、カタログ及び店頭等における表示にあっては、省略することができる。 取替式にあっては、その旨を表示する。
ウェア	①家庭洗濯等取扱方法 ②はっ水性	家庭用品品質表示法の規定により表示する。ただし、カタログ及び店頭等における表示にあっては、省略することができる。
ボール	構造	糸巻き、スリーピース、ツーピース又はワンピースの別を表示する。

スポーツ用品	表示対象	表示方法
(陸上競技)		
シューズ	①底の耐油性（生活用シューズに限る。） ②取扱い上の注意（生活用シューズに限る。） ③スパイクの取替の可否	家庭用品品質表示法に基づく底の耐油性の基準を満たす場合にあっては、同法の規定により表示できる。 家庭用品品質表示法の規定により表示する。ただし、カタログ及び店頭等における表示にあっては、省略することができる。 取替式にあっては、その旨を表示する。
ウエア	①家庭洗濯等取扱方法 ②はっ水性	家庭用品品質表示法の規定により表示する。ただし、カタログ及び店頭等における表示にあっては、省略することができる。 家庭用品品質表示法に基づくはっ水性の基準を満たす場合にあっては、同法の規定により表示できる。
(球技)		
シューズ	①底の耐油性（生活用シューズに限る。） ②取扱い上の注意（生活用シューズに限る。） ③スタッドの取替の可否（サッカーシューズ及びラグビーシューズに限る。）	家庭用品品質表示法に基づく底の耐油性の基準を満たす場合にあっては、同法の規定により表示できる。 家庭用品品質表示法の規定により表示する。ただし、カタログ及び店頭等における表示にあっては、省略することができる。 取替式にあっては、その旨を表示する。
ウエア	①家庭洗濯等取扱方法 ②はっ水性	家庭用品品質表示法の規定により表示する。ただし、カタログ及び店頭等における表示にあっては、省略することができる。 家庭用品品質表示法に基づくはっ水性の基準を満たす場合にあっては、同法の規定により表示できる。
ボール	表皮の結合方法	手縫いにあっては、その旨を表示する。

スポーツ用品	表示対象	表示方法
(スキー)		
ビンディング	①適合体重 ②スキーブレーキの有無	kgにより表示する。 ないものにあっては、その旨を表示する。
ポール	シャフトの表面の加工方法	アノダイズ加工又は焼付け加工の別を表示する。
スキー靴	着脱方法	リヤーエントリー式のものにあっては、その旨を表示する。
スノーブーツ	①底の耐油性（生活用シューズに限る。） ②取扱い上の注意（生活用シューズに限る。）	家庭用品品質表示法に基づく底の耐油性の基準を満たす場合にあっては、同法の規定により表示できる。 家庭用品品質表示法の規定により表示する。ただし、カタログ及び店頭等における表示にあっては、省略することができる。
ウエア	①家庭洗濯等取扱方法 ②はっ水性	家庭用品品質表示法の規定により表示する。ただし、カタログ及び店頭等における表示にあっては、省略することができる。 家庭用品品質表示法に基づくはっ水性の基準を満たす場合にあっては、同法の規定により表示できる。
(登山・キャンプ)		
テント	①使用シーズン（登山用に限る） ②防水加工の有無 ③質量	例えば、夏用、春秋用、冬用と表示する。 防水加工を行ったものにあっては、その旨を表示する。 kgにより表示する。
シュラフ	①使用シーズン ②質量 ③縫製方法	例えば、夏用、春秋用、冬用と表示する。 g又はkgにより表示する。 シングル縫製、ダブル縫製又は箱マチ縫製の別を表示する。
ザック	防水加工の有無	防水加工を行ったものにあっては、その旨を表示する。

スポーツ用品	表示対象	表示方法
(登山・キャンプ)		
シューズ	①底の耐油性（生活用シューズに限る。） ②取扱い上の注意（生活用シューズに限る。） ③防水加工の有無	家庭用品品質表示法に基づく底の耐油性の基準を満たす場合にあっては、同法の規定により表示できる。 家庭用品品質表示法の規定により表示する。ただし、カタログ及び店頭等における表示にあっては、省略することができる。 防水加工を行ったものにあっては、その旨を表示する。
コンロ	①質量（燃料は含まない。） ②使用燃料の種類 ③燃料時間 ④使用条件	kgにより表示する。 ガス用、ホワイトガソリン用又は石油用の別を表示する。 時間により表示する。 寒冷地用にあっては、その旨を表示する。
ランプ	①質量（燃料は含まない。） ②使用燃料の種類 ③燃料時間 ④使用条件	kgにより表示する。 ガス用、ホワイトガソリン用又は石油用の別を表示する。 時間により表示する。 寒冷地用にあっては、その旨を表示する。
ウエア	①家庭洗濯等取扱方法 ②はっ水性	家庭用品品質表示法の規定により表示する。ただし、カタログ及び店頭等における表示にあっては、省略することができる。 家庭用品品質表示法に基づくはっ水性の基準を満たす場合にあっては、同法の規定により表示できる。